びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場所を定める件) ○昭和三十五年郵政省告示第千十七号(電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並

改 正 案			型 行		
1 • 1 () ()			1 - 1 (匝山)		
三時計、業務書類等の共用			11 (匝斗)		
次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければなら			(恒斗)		
ない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務					
書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。					
	無線局の種別	共用できる時計、業			共用できる時計、業
		務書類等の鉱囲		無線局の種別	務書類等の鶴囲
1 • 1 1	(盤)	(盤)	1 • 11	(區斗)	(區刊)
111 程	短短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備	生 型 (8)	111	超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹	±≒ (€)
4	V共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局			放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送	
	(異なる免許人に所属するものに限る。)			又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局	
				(異なる免許人に所属するものに限る。)	
四~代	(昝)	(盤)	日~代	(恒斗)	(匣斗)
ガー~カ (唇)			(国上) (国一)		